

公募型比較見積の執行について

令和8年5月20日

大阪市天王寺区長 末村 祐子

大阪市天王寺区役所公募型比較見積実施要綱に基づき、次のとおり、公募型比較見積を執行する。

1 比較見積に付する事項

(1) 案件名称	ゴミ袋外21点買入
(2) 納入場所	天王寺区役所 6階 企画総務課 大阪市天王寺区真法院町20-33
(3) 納入期限	令和8年6月30日
(4) 品名・数量等	別紙仕様書のとおり

2 参加資格

(1)	地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第167条の4の規定に該当しないものであること
(2)	令和7・8・9年度大阪市入札参加有資格者名簿(種目:物品供給等)において、「01:事務用品・機器」に登録していること。
(3)	参加申込時において、大阪市競争入札参加停止措置要綱に基づく停止措置を受けていないこと
(4)	大阪市契約関係暴力団排除措置要綱に基づく入札等除外措置を受けていないこと及び同要綱別表に掲げるいずれの措置要件にも該当しないこと

3 質問の受付、回答

(1) 質問締切日時	令和8年5月27日(水)午後5時30分まで ※締切以降の質問については受け付けない
(2) 質問方法	口頭又は書面(様式は問わない) ※書面の場合は下記アドレス宛メールで行うこと ti0001@city.osaka.lg.jp
(3) 回答方法	当該質問者に直接口頭又は書面で行う

4 参加申込等

(1)	参加申込みは、所定の物品供給見積書(以下「見積書」とする。)の提出により行うこと(持参又は郵送)
(2)	提出する書類は、見積書、仕様書・特記仕様書をステープラーにて止めた後(左側2か所)、頁間に割印すること。 誓約書を契約の相手方となった場合に速やかに提出すること。なお、参加申込み時の提出も可とする
(3)	見積書「見積金額」欄に予定価格(税抜)を記載すること。事業者決定にあたっては、見積書に記載された金額に、当該金額の100分の10に相当する額を加算した金額(加算した金額に1円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた額)をもって契約金額とする
(4)	参加者は、提出済みの見積書の書換え、引換え又は撤回することはできない

5 見積りの無効

次の場合に該当する見積りは、無効とする。	
(1)	参加資格がない者が行った見積り
(2)	所定の日時まで所定の場所に提出されない見積り
(3)	記名・押印のない見積り。また、指示された内容を記載しない見積り
(4)	訂正印のない金額の訂正、削除、挿入等による見積り
(5)	同一案件に対し2通以上の見積りを行った全部の見積り
(6)	所定の見積書を用いないでした見積り

6 参加申込期間及び場所

(1) 参加申込期間	令和8年6月3日(水)午後5時まで
(2) 参加申込場所	〒543-8501 大阪市天王寺区真法院町20番33号 大阪市天王寺区役所企画総務課(6階62番窓口)

7 契約相手方の決定方法

(1)	参加資格を確認した者のうち、予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって有効な見積りを行った者を契約の相手方とする
(2)	契約の相手方となるべき同価の見積りをした者が2人以上あるときは、くじにより契約の相手方を決定する
(3)	最低見積価格が予定価格を超えている場合には、当該最低価格見積者と価格交渉のうえ、契約の相手方を決定するものとする
(4)	契約の相手方は令和8年6月4日(木)以降速やかに決定し、見積りの結果は参加者全員に通知する

8 その他

(1)	契約の相手方に決定されたときは、遅滞なく、契約締結の手続きをすること
(2)	大阪市契約規則第37条第1項第1号又は第3号に該当する場合は、契約保証金を免除する
(3)	契約の相手方に決定後、契約締結までに、参加者が大阪市契約関係暴力団排除措置要綱に基づく入札等除外措置を受けたときは、契約の締結を行わないものとする
(4)	契約締結後、当該契約の履行期間中に契約者が大阪市契約関係暴力団排除措置要綱に基づく入札等除外措置を受けたときは、契約の解除を行うことがある

9 担当、問い合わせ先

(1)	仕様書の内容等に関すること	大阪市天王寺区役所企画総務課(6階62番窓口) 〒543-8501 大阪市天王寺区真法院町20番33号 電 話:06-6774-9898 FAX:06-6772-4904
(2)	公募型比較見積の手続き等に関すること	大阪市天王寺区役所企画総務課(6階62番窓口) 〒543-8501 大阪市天王寺区真法院町20番33号 電 話:06-6774-9898 FAX:06-6772-4904